

議案第28号

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月26日 提出

東海村長 山 田



提案理由

茨城県が定める職員の給与に関する規則及び職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正に準じ、村費教職員特別手当月額表及び教員特殊業務手当表を改定し、並びに学級を担任する村費教職員に特別手当の額を加算するほか所要の改正を行うための条例の一部改正

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例（平成21年東海村条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、学級を担任する村費教職員にあっては、別表第2を適用した額に3,000円を加算した額を支給する。

第8条中「任期付村費教職員」を「村費教職員」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

村費教職員特別手当月額表

号給	特別手当月額（円）
1号給から4号給	1,800
5号給から8号給	1,900
9号給から12号給	1,900
13号給から16号給	2,000
17号給から20号給	2,200
21号給から24号給	2,200
25号給から28号給	2,300
29号給から32号給	2,400
33号給から36号給	2,400
37号給から40号給	2,500
41号給から44号給	2,600
45号給から48号給	2,600
49号給から52号給	2,700
53号給から56号給	2,800
57号給から60号給	2,800
61号給から64号給	2,800
65号給から68号給	2,900
69号給から72号給	3,000
73号給及び74号給	3,100

別表第 3 を次のとおり改める。

別表第3（第6条関係）

教員特殊業務手当表

特殊な業務の範囲		手当日額
1 学校の管理 下において行 う非常災害時 等の緊急の業 務	(1) 非常災害時におけ る児童の保護又は緊 急の防災若しくは復 旧の業務	8,000円 ただし、被害が特に甚大 な非常災害（規則で定め るものに限る。）の際に、 心身に著しい負担を与え ると規則で定める業務に 従事した場合にあって は、当該額にその100 分の100に相当する額 を加算した額
	(2) 児童の負傷、疾病 等に伴う救急の業務	8,000円
	(3) 児童に対する緊急 の補導業務	8,000円
2 修学旅行、林間・臨海学校等（学校が計 画・実施するものに限る。）において児童 を引率して行う指導業務で宿泊を伴うも の		5,100円
3 規則で定める対外運動競技等において 児童を引率して行う指導業務で宿泊を伴 うもの又は週休日（東海村職員の勤務時 間、休暇等に関する条例（平成7年東海村 条例第3号。以下「勤務時間条例」という。） 第3条第1項の週休日をいう。以下この表 において同じ。）若しくは休日に行うもの		5,100円

<p>4 学校の管理 下において行 われる部活動 (正規の教育 課程としての クラブ活動に 準ずる活動を いう。)におけ る児童に対す</p>	<p>(1) 業務に従事した時 間が引き続き3時間 程度のもの</p>	<p>2,700円</p>
<p>る指導業務で 週休日,休日又 は休日に当た る日以外の正 規の勤務時間 が半日勤務時 間(勤務時間条 例第5条の半 日勤務時間を いう。)である 日に行うもの</p>	<p>(2) 業務に従事した時 間が引き続き4時間 程度のもの</p>	<p>3,600円</p>
<p>5 入学試験における受験生の監督,採点又 は合否判定の業務で週休日,休日又は休日 に当たる日以外の正規の勤務時間が半日勤 務時間である日に行うもの</p>	<p>2,250円</p>	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案																																				
<p>第1条～第5条 (略) (手当の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の村費教職員特別手当は、別表第2を適用する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7条 (略) (委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、<u>任期付村費教職員の採用等</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1 (略)</p> <p><u>別表第2 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>村費教職員特別手当月額表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">特別手当月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号給から4号給</td><td style="text-align: right;">2, 600</td></tr> <tr><td>5号給から8号給</td><td style="text-align: right;">2, 700</td></tr> <tr><td>9号給から12号給</td><td style="text-align: right;">2, 800</td></tr> <tr><td>13号給から16号給</td><td style="text-align: right;">2, 900</td></tr> <tr><td>17号給から20号給</td><td style="text-align: right;">3, 100</td></tr> <tr><td>21号給から24号給</td><td style="text-align: right;">3, 200</td></tr> <tr><td>25号給から28号給</td><td style="text-align: right;">3, 300</td></tr> <tr><td>29号給から32号給</td><td style="text-align: right;">3, 400</td></tr> </tbody> </table>	号給	特別手当月額 (円)	1号給から4号給	2, 600	5号給から8号給	2, 700	9号給から12号給	2, 800	13号給から16号給	2, 900	17号給から20号給	3, 100	21号給から24号給	3, 200	25号給から28号給	3, 300	29号給から32号給	3, 400	<p>第1条～第5条 (略) (手当の特例)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の村費教職員特別手当は、別表第2を適用する。<u>ただし、学級を担任する村費教職員にあつては、別表第2を適用した額に3, 000円を加算した額を支給する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第7条 (略) (委任)</p> <p>第8条 この条例に定めるもののほか、<u>村費教職員の採用等</u>に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>別表第1 (略)</p> <p><u>別表第2 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>村費教職員特別手当月額表</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">特別手当月額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号給から4号給</td><td style="text-align: right;">1, 800</td></tr> <tr><td>5号給から8号給</td><td style="text-align: right;">1, 900</td></tr> <tr><td>9号給から12号給</td><td style="text-align: right;">1, 900</td></tr> <tr><td>13号給から16号給</td><td style="text-align: right;">2, 000</td></tr> <tr><td>17号給から20号給</td><td style="text-align: right;">2, 200</td></tr> <tr><td>21号給から24号給</td><td style="text-align: right;">2, 200</td></tr> <tr><td>25号給から28号給</td><td style="text-align: right;">2, 300</td></tr> <tr><td>29号給から32号給</td><td style="text-align: right;">2, 400</td></tr> </tbody> </table>	号給	特別手当月額 (円)	1号給から4号給	1, 800	5号給から8号給	1, 900	9号給から12号給	1, 900	13号給から16号給	2, 000	17号給から20号給	2, 200	21号給から24号給	2, 200	25号給から28号給	2, 300	29号給から32号給	2, 400
号給	特別手当月額 (円)																																				
1号給から4号給	2, 600																																				
5号給から8号給	2, 700																																				
9号給から12号給	2, 800																																				
13号給から16号給	2, 900																																				
17号給から20号給	3, 100																																				
21号給から24号給	3, 200																																				
25号給から28号給	3, 300																																				
29号給から32号給	3, 400																																				
号給	特別手当月額 (円)																																				
1号給から4号給	1, 800																																				
5号給から8号給	1, 900																																				
9号給から12号給	1, 900																																				
13号給から16号給	2, 000																																				
17号給から20号給	2, 200																																				
21号給から24号給	2, 200																																				
25号給から28号給	2, 300																																				
29号給から32号給	2, 400																																				

33号給から36号給	3,500
37号給から40号給	3,600
41号給から44号給	3,700
45号給から48号給	3,800
49号給から52号給	3,900
53号給から56号給	4,000
57号給から60号給	4,100
61号給から64号給	4,100
65号給から68号給	4,200
69号給から72号給	4,300
73号給及び74号給	4,400

33号給から36号給	2,400
37号給から40号給	2,500
41号給から44号給	2,600
45号給から48号給	2,600
49号給から52号給	2,700
53号給から56号給	2,800
57号給から60号給	2,800
61号給から64号給	2,800
65号給から68号給	2,900
69号給から72号給	3,000
73号給及び74号給	3,100

別表第3（第6条関係）

教員特殊業務手当表

特殊な業務の範囲	手当日額
1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	<p>(1) 非常災害時における児童の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>4,000円</p> <p>(心身に与える負担の程度を考慮して規則で定める業務にあっては、8,000円)。ただし、被害が特に甚大な非常災害（規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると規則で定める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額</p>

別表第3（第6条関係）

教員特殊業務手当表

特殊な業務の範囲	手当日額
1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務	<p>(1) 非常災害時における児童の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</p> <p>8,000円</p> <p>ただし、被害が特に甚大な非常災害（規則で定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると規則で定める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額</p> <p>(2) 児童の負傷、疾病等に伴う救急の業務</p> <p>8,000円</p> <p>(3) 児童に対する緊急の補導業務</p> <p>8,000円</p>

	(2) 児童の負傷, 疾病等に伴う救急の業務	3, 750円 (心身に与える負担の程度を考慮して規則で定める業務にあつては, 7, 500円)			2 修学旅行, 林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る。)において児童を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	5, 100円
	(3) 児童に対する緊急の補導業務	3, 750円 (心身に与える負担の程度を考慮して規則で定める業務にあつては, 7, 500円)			3 規則で定める対外運動競技等において児童を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日(東海村職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年東海村条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項の週休日をいう。以下この表において同じ。)若しくは休日に行うもの	5, 100円
2	修学旅行, 林間・臨海学校等(学校が計画・実施するものに限る。)において児童を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	5, 100円			4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童に対する指導業務で週休日, 休日又は休日に当たる日以外の正規の勤務時間が半日勤務時間(勤務時間条例第5条に規定する半日勤務時間をいう。)である日に行うもの	2, 700円
3	規則で定める対外運動競技等において児童を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日(東海村職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年東海村条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項の週休日をいう。以下この表において同じ。)若しくは休日に行うもの	5, 100円			(1) 業務に従事した時間が引き続き3時間程度のもの	
4	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童に対する指導業務で週休日, 休日又は休日に当たる日以外の正規の勤務時間が半日勤務時間(勤務時間条例第5条の半日勤務時間をいう。)である日に行うもの	3, 600円			(2) 業務に従事した時間が引き続き4時間程度のもの	3, 600円

5 入学試験における受験生の監督，採点又は合否
判定の業務で週休日，休日又は休日に当たる日以
外の正規の勤務時間が半日勤務時間である日に
行うもの

2, 250円

議案第 29 号

東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 26 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

令和 7 年人事院勧告に準じ，通勤手当に駐車場等の利用に係る規定を
新設するための条例の一部改正

東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東海村職員の給与に関する条例（昭和32年東海村条例第63号）の一部を次のように改正する。

第12条の3第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同条第7項を第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として村規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「, 第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が村規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（村規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として村規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(村規則への委任)

2 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村

規則で定める。

東海村職員の給与に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条～第12条の2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、村規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (次項において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額 (交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額) <u>及び前項第2号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>第1条～第12条の2 (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条の3 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、村規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (<u>第4項</u>において「運賃等相当額」という。)</p> <p>(2) ・ (3) (略)</p> <p>3 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が村規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(村規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として村規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p>4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額 (交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額) <u>、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p>

4 通勤手当は、支給単位期間（村規則で定める通勤手当にあっては、村規則で定める期間）に係る最初の月の村規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の村規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して村規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として村規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、村規則で定める。

第12条の4～第25条（略）

5 通勤手当は、支給単位期間（村規則で定める通勤手当にあっては、村規則で定める期間）に係る最初の月 （当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として村規則で定める場合にあっては、その翌月） の村規則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の村規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して村規則で定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として村規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、村規則で定める。

第12条の4～第25条（略）

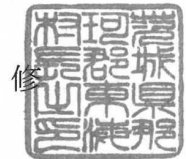
議案第30号

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年3月26日 提出

東海村長 山 田



提案理由

子ども・子育て支援金制度の創設による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正に伴い，国民健康保険税の算定に際し，子ども・子育て支援納付金分を新たに加えるための条例の一部改正

東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東海村国民健康保険税条例（昭和41年東海村条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び介護保険法」を「，介護保険法」に改め，「「介護納付金」という。）」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え，同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち，国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え，同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は，世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に，当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第7条の2の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第7条の3 第2条第5項の所得割額は，基礎控除後の総所得金額等に

100分の0.23を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第19条第1項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,190円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について140円

第19条第1項第2号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について850円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について100円

第19条第1項第3号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について340円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者

(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について40円

第19条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 255円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第19条第3項各号列記以外の部分中「及び被保険者均等割額」を「被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に

属する月数を乗じて得た額

第19条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3条中「第7条」の次に「，第7条の3」を加える。

附則第4条中「第7条」の次に「，第7条の3」を、「第35条の2第1項」の次に「，第35条の3第1項」を加える。

附則第5条中「第35条の2第1項」の次に「，第35条の3第1項」を加える。

附則第6条から第13条までの規定中「第7条」の次に「，第7条の3」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の東海村国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

東海村国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。))</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) 子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(茨城県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>2 (略)</p>

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

2 (略)

第4条～第7条の2 (略)

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が260,000円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、260,000円とする。

4 (略)

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の6.8を乗じて算定する。

2 (略)

第4条～第7条の2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第7条の3 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.23を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第7条の4 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,700円とする。

第8条～第18条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢6

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第7条の5 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第8条～第18条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が260,000円を超える場合には、260,000円)及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢6

5歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

5歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について1,190円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について140円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)
1人について850円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) （略）

定する世帯主を除く。）1人について100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき560,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について340円

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について40円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)・(2) （略）

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 255円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の5の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第19条の2～第23条 (略)

附 則

第1条・第2条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第3条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条, 第5条, 第7条及び第19条の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と, 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と, 第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第4条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条, 第5条, 第7条及び第19条の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項, 第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては, その減額後の被保険者均等割額に限る。))は, 当該被保険者均等割額から, 当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第19条の2～第23条 (略)

附 則

第1条・第2条 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第3条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条, 第5条, 第7条, 第7条の3及び第19条の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と, 「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と, 第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第4条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条, 第5条, 第7条, 第7条の3及び第19条の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額

第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第5条 前条の規定は，世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において，前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と，「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と，「，第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と，「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第6条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条，第5条，第7条及び第19条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2項中「又は山林

並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には，これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と，「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と，第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第5条 前条の規定は，世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において，前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と，「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と，「，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と，「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第6条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条，第5条，第7条，第7条の3及び第19条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2

所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第7条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第7条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条、第7条の3及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第8条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第7条の3及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第7条の3及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第10条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第7条の3及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるの

金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第12条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項

は「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第7条の3及び第19条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第19条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第19条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第12条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第7条の3及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の

に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第13条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第14条・第15条 （略）

2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第13条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条、第7条の3及び第19条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第19条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第14条・第15条 （略）

議案第 3 1 号

東海村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

東海村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 2 6 日 提出

東海村長 山 田



提案理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 4 2 0 号）の施行に伴う令和 8 年度の介護保険料の算定において，令和 7 年度の住民税非課税者の介護保険料が増額となる場合に，令和 8 年度に限り特例的に減免するための条例の一部改正

東海村介護保険条例の一部を改正する条例

東海村介護保険条例（平成12年東海村条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第9条の次に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料に関する減免の特例）

第10条 村長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料について、第14条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する申請によることなく、保険料を減免することができる。

- （1） 令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者に該当する場合
- （2） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に該当する場合
- （3） 当該第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員に係る令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の課税状況、これらの者の令和7年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。）の収入金額、合計所得金額等を勘案して、村長が保険料を減免すべき特別の理由があると認める場合

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

東海村介護保険条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 (略)</p> <p><u>(令和8年度分の保険料に関する減免の特例)</u></p> <p><u>第10条 村長は、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料について、第14条第1項の規定にかかわらず、同条第2項に規定する申請によることなく、保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>(1) 令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者に該当する場合</u></p> <p><u>(2) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において村に住所を有しない者を除く。)であつて、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に該当する場合</u></p> <p><u>(3) 当該第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主若しくは世帯員に係る令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の課税状況、これらの者の令和7年中の給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいう。)の収入金額、合計所得金額等を勘案して、村長が保険料を減免すべき特別の理由があると認める場合</u></p>

同意第1号

東海村監査委員の選任について

東海村監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 茨城県那珂郡東海村
氏 名 越智 辰哉
生年月日

令和8年3月26日 提出

東海村長 山 田



同意第 2 号

東海村固定資産評価審査委員会委員の選任について

東海村固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 茨城県那珂郡東海村
氏 名 矢代 雅文
生年月日

令和 8 年 3 月 26 日 提出

東海村長 山 田



氏名	矢代 雅文 (やしろ まさふみ)		
生年月日			
住所	茨城県那珂郡東海村		
学歴	昭和54年	3月	茨城大学人文学部卒業
職歴	昭和54年	4月	茨城県入庁
	平成20年	4月	土木部都市局都市計画課副参事
	平成22年	4月	会計事務局会計管理課第一課副参事
	平成23年	4月	会計事務局会計管理課会計指導室長
	平成26年	4月	茨城県鹿行県民センター環境・保安課長
	平成27年	4月	茨城県県北県民センター環境・保安課長
	平成29年	3月	茨城県定年退職
	平成29年	4月	一般財団法人茨城県環境保全事業団就職
	令和2年	3月	一般財団法人茨城県環境保全事業団退職
	令和2年	4月	茨城県職員に再任用
	令和3年	3月	茨城県退職
	令和3年	4月	公益社団法人茨城県農林振興公社就職
	令和4年	12月	東海村民生委員・児童委員就任
	令和5年	3月	公益社団法人茨城県農林振興公社退職
	令和5年	3月	東海村固定資産評価審査委員会委員就任 (現在に至る。)

諮問第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 茨城県那珂郡東海村
氏 名 足達 幸子
生年月日

令和8年3月26日 提出

東海村長 山 田



氏 名 足達 幸子（あだち さちこ）

生年月日

住 所 茨城県那珂郡東海村

学 歴 昭和56年 3月 茨城大学教育学部卒業（最終学歴）

職 歴 昭和56年 4月 茨城県教育職員に採用
水戸市立柳河小学校

昭和61年 4月 勝田（ひたちなか）市立高野小学校

平成 7年 4月 ひたちなか市立田彦小学校

平成10年 4月 那珂市立本米崎小学校

平成16年 4月 ひたちなか市立田彦小学校

平成20年 4月 ひたちなか市立勝田第三中学校

平成22年 4月 那珂市立瓜連小学校（教頭）

平成24年 4月 那珂市立菅谷西小学校（教頭）

平成26年 4月 水戸市立石川小学校（校長）
水戸市立石川幼稚園（園長）兼務

平成28年 4月 東海村立中丸小学校（校長）

平成30年 3月 東海村立中丸小学校 定年退職

平成30年 4月 東海村臨時任用職員に採用
東海村立村松幼稚園（園長）

令和 2年 4月 東海村立須和間幼稚園（園長）

令和 4年 3月 東海村立須和間幼稚園 退職

令和 5年 7月 東海村人権擁護委員
（現在に至る。）